

芝浦工業大学大学院博士（後期）課程留学生給付奨学生 募集要項

1. 給付奨学金の目的

世界に学び、世界に貢献する人材育成を目的として、芝浦工業大学大学院理工学研究科に海外から入学する留学生に係る学費と生活資金として奨学金を給付することを目的とする。

2. 申請資格

海外の大学（在学・既卒は問わない）から本学大学院の理工学研究科博士（後期）課程に進学する者で、特に優秀であると認められた者（在留資格が「留学」である者、もしくは来日後、「留学」の在留資格を取得予定の者）。

来日できる者。

3. 給付奨学生の採用人員

若干名（予定）

4. 奨学金給付期間及び給付額

- 給付期間：1年間（1年ごとに継続審査を経て最大3年間）
- 給付額：学費相当額（学費と相殺）および月額142,000円（毎月指定口座振込）

※以下の条件にあてはまった場合は奨学金の支給を辞め、全額返還を求めることがあります。

- 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき
- 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
ただし、執行猶予の言渡しを受けたときを除く。
- 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- 学業成績不良により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- 他の奨学金の支給を受けたとき。

5. 奨学金申請手続

入試出願者に対し12月6日（水）に奨学金申請手続きと必要様式を別途案内する。
必要な申請書類（奨学金用業績資料/教員推薦書類を予定）を締め切りまでに指定の方法で提出すること。（Web または Email での提出予定）なお、申請するにあたり、推薦教員にあらかじめ本奨学金の概要や、推薦書類が必要となることを伝えておくこと）

〆切：2023年12月20日（水）16:00

6. 給付奨学生の選考及び採用決定

- (1) 学内の奨学金選考委員会が選考を行い、学長が採用を決定する。
- (2) 採用者については、決定通知をオンライン出願システム (TAO) で送付する。
(2月中下旬予定)。

7. 採用後の奨学金継続審査について

- (1) 採用後1年ごとに継続審査を実施する。
- (2) 継続条件は右記のとおりとする。【継続条件：論文一編を投稿すること*】
*継続条件の業績の考え方、詳細については採用時に通知する

8. 本制度に関する問い合わせ先

大学院課 [問い合わせフォーム](#) (クリックするとリンクに飛びます)

